

答申第142号
平成23年9月30日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 窪田充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成23年7月21日付神交総第205号-1により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「1994年5月～1995年5月の県庁前駅の勤務記録」
「1995年5月～1996年5月の三宮駅の勤務記録」
「1996年5月～1997年6月の長田駅の勤務記録」
「1997年6月～1998年5月の三宮駅の勤務記録」
「1998年5月～1999年5月の長田駅の勤務記録」
「1999年5月～1999年12月の三宮駅の勤務記録」
「2000年1月～2000年7月の名谷乗務区7班車掌の勤務記録」
「2001年7月～2002年6月の苅藻乗務区5班の勤務記録」
「2002年7月～2005年10月の名谷乗務区3班の勤務記録」
「2005年6月～9月に投書された交通局職員の薬物使用に対する投書」
の請求における公文書を保有していないことによる非公開決定に対する不服申立てについての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

- (1) 本件請求に対し、「1994年5月～1995年5月の県庁前駅の勤務記録」など計9件の勤務記録について、実施機関が行った公文書を保有していないことによる非公開決定は妥当である。
- (2) 「2005年6月～9月に投書された交通局職員の薬物使用に対する投書」について、別表に記載する記録を本件請求に該当する公文書として特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人は、神戸市情報公開条例に基づいて、以下の公開請求を行った。
 - 「1994年5月～1995年5月の県庁前駅の勤務記録」
 - 「1995年5月～1996年5月の三宮駅の勤務記録」
 - 「1996年5月～1997年6月の長田駅の勤務記録」
 - 「1997年6月～1998年5月の三宮駅の勤務記録」
 - 「1998年5月～1999年5月の長田駅の勤務記録」
 - 「1999年5月～1999年12月の三宮駅の勤務記録」
 - 「2000年1月～2000年7月の名谷乗務区7班車掌の勤務記録」
 - 「2001年7月～2002年6月の苅藻乗務区5班の勤務記録」
 - 「2002年7月～2005年10月の名谷乗務区3班の勤務記録」
 - 「2005年6月～9月に投書された交通局職員の薬物使用に対する投書」
 - 「2005年6月～9月に投書されたもののシリアルナンバーと題名」
- (2) 神戸市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「2005年6月～9月に投書されたもののシリアルナンバーと題名」については公開決定、それ以外については公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、本件決定のうち非公開決定を取り消し、不存在とされた公文書の公開を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

審査請求人の主張を、平成23年7月7日付の審査請求書、平成23年8月15日付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

各勤務記録に関して、審査請求人は以前に勤務表を公開請求し、それに対して平成23年3月7日付で公文書を保有していないことによる非公開決定があった。そのため、該当の勤務記録を、先の公開請求に該当する可能性がありながら、期限切れで破棄したのは問題である。破棄せずに保管していなければならないのではないかと主張している。

投書に関しては、公の投書窓口だけではなく、職員個人の市のアドレス宛や職員個人宛で市役所に投書された文書も探したのか。また、公の投書窓口で投書された内容まで確認したのか不明である。

当該文書が現存したことを確認した人物が現れた場合、及び、当該文書が現存したと証明する証拠がある場合には、どのように対処されるのか。

公文書を保有していないことによる非公開決定を取り消し、文書の公開を求める。

4 諮問庁の主張

諮問庁の主張を、平成 23 年 8 月 3 日付の非公開理由説明書及び平成 23 年 8 月 8 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 各勤務記録

公開請求された駅あるいは乗務区の「勤務記録」は、「高速鉄道勤務一覧表」、「出勤簿」、「出勤状況一覧表」として交通局公文書管理規程に基づき管理している。

審査請求人は、該当の勤務記録を、公開請求に該当する可能性がありながら、破棄しており、保管しておく必要があったと主張している。

勤務記録は、公文書分類表により、それぞれ保存期間を「高速鉄道勤務一覧表」は 1 年、「出勤簿」及び「出勤状況一覧表」は 5 年と定めたとうえで、適正に管理している。しかしながら、公開請求のあった平成 23 年 6 月時点では、指定された年月の勤務記録は全て保存期間を経過しており、既に廃棄済みであったため、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。

また、公文書管理規程で、公開決定された文書を 1 年間延長して保存するよう定められているが、保存期間が経過したときに公開請求されていない勤務記録を、公開請求される可能性があるからといって保存期間を延長することにはなっていない。

(2) 「2005 年 6 月～9 月に投書された交通局職員の薬物使用に対する投書」

交通局への投書としては、市長への手紙、交通局あて E メールなどのほか、地下鉄各駅に設置している「メッセージBOX」への投函がある。これらの文書は交通局公文書管理規程に基づき管理しており、同規程で定められた公文書分類表により保存期間を 3 年と定めている。本来であれば、平成 19 年度以降の文書を保管しているところであるが、地下鉄運輸サービス課には平成 17 年度（2005 年度）以降の文書を保存期間経過後も文書廃棄せず保管していた。

このため、公開請求で指定された年月に属する地下鉄乗務員薬物使用に対する投書について、保管書類を検索、確認した結果、平成 17 年度（2005 年度）の投書 248 件のうち、該当する投書は存在しなかった。

審査請求人は、職員個人の市のアドレス宛、職員個人宛で市役所に投書された文書等についても確認したのか不明であると主張している。

しかしながら、たとえ職員個人宛であっても、市役所に到達した文書は、市長への手

紙やEメールなど、他の文書と同様、適正に整理、保存、管理している。このため、今回の書類確認において職員個人宛に到達した文書を除外したり、確認を怠った事実はない。

(3) 結論

以上のとおり、原決定における不存在とする理由について、不合理な点を見出せないことから、諮問庁は原決定を維持することが適当であると考えている。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

審査請求人が公開請求を行った文書は、「1994年5月～1995年5月の県庁前駅の勤務記録」など計9件の勤務記録、「2005年6月～9月に投書された交通局職員の薬物使用に対する投書」及び「2005年6月～9月に投書されたもののシリアルナンバーと題名」である。

(2) 争点

実施機関は、本件請求に対して、「2005年6月～9月に投書されたもののシリアルナンバーと題名」については公開決定、それ以外については公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。これに対し、審査請求人は、本件決定のうち非公開決定を取り消し、文書を公開すべきとして争っている。

したがって、本件における争点は、公文書を保有していないとして非公開とされた各文書の存否である。

以下、検討する。

(3) 「1994年5月～1995年5月の県庁前駅の勤務記録」など計9件の勤務記録について

実施機関によると、勤務記録とは、「高速鉄道勤務一覧表」、「出勤簿」、「出勤状況一覧表」のことであり、管区及び乗務区で作成し、交通局公文書管理規程に基づく公文書分類表により、それぞれ保存期間を「高速鉄道勤務一覧表」は1年、「出勤簿」及び「出勤状況一覧表」は5年と定め、管理している。

本件請求文書である計9件の勤務記録は、いずれも公開請求のあった時点で既に保存期間を経過していた。保存期間の経過に伴い文書を廃棄したという実施機関の主張に不合理な点はなく、文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

また、審査請求人は、当該勤務記録について、公開請求に該当する可能性があるため保管しておく必要があったと主張しているが、審査請求人が以前に公開請求した勤務表は勤務予定の一覧表であり、勤務記録とは異なる文書であると認められる。当該勤務記録に関しては、保存期間が経過した時点で公開請求を受けていないことから、実施機関が廃棄したとしても何ら問題があるとはいえない。

したがって、各勤務記録について、実施機関が行った公文書を保有していないことによる非公開決定は妥当である。

(4) 「2005年6月～9月に投書された交通局職員の薬物使用に対する投書」について

実施機関によると、交通局への投書としては、市長への手紙、交通局あてEメールなどのほか、地下鉄各駅に設置している「メッセージBOX」への投函がある。地下鉄に関する投書は、地下鉄運輸サービス課が直接受け付けるほか、各駅で受け付けた場合も管区を経由して同課へ報告することとしており、同課において集約している。

公開請求で指定された年月の文書については、交通局公文書管理規程に基づく公文書分類表により保存期間を3年と定めており、すでに保存期間を経過していたが、実施機関では、過去の投書を参照するなど業務上の必要性から保存期間経過後の文書も保存しており、平成17年度（2005年度）以降の文書が存在していた。

実施機関では投書を年度毎にファイルに綴じて整理、保管している。審査会は、投書の件名一覧表の作成及びファイル現物の提出を求め、公開請求で指定された年度の投書248件について内容を実際確認したが、交通局職員の薬物使用に対する投書は見当たらなかった。

さらに、実施機関に対し、交通局職員の薬物使用に対する口頭による申し出の有無について確認したところ、平成17年（2005年）8月に、運転士が薬を服用している旨の口頭による申し出があり、その記録として「乗務区苦情受付票」、「市民の声処理票」及びその添付文書が存在することが分かった。実施機関は、当該記録は職員個人の人事、指導に関する情報として保存しているものであり、また、投書ではなく口頭による申し出であることから、請求された公文書に該当するものではないと判断している。

公開請求書に記載されているのは投書であるが、請求の趣旨については、必ずしも投書という形式にこだわった文書開示を求めたわけではなく、交通局職員の薬物使用に関して寄せられた情報についての何らかの記録の開示を求めたものであると広くとらえるべきであり、運転士が薬を服用している旨の口頭による申し出があったことを記録した文書が存在するのであれば、審査請求人の公開請求の趣旨に合致するといえることができる。

このように請求の趣旨を広くとらえるのであれば、上記の記録以外に、請求の趣旨に合致する口頭による申し出の記録が存在するかについても確認する必要がある。

実施機関によると、乗客等から口頭で意見、苦情等が寄せられた場合には、対応を行った係員は「市民の声処理票」に記録し、管区や乗務区を経由し、地下鉄運輸サービス課へ報告することとしており、同課において集約している。

実施機関では、口頭による苦情、要望関係の記録を年度毎にファイルに綴じて整理、保管しており、投書と同様に平成17年度（2005年度）以降の文書が存在していた。審査会は、記録の件名一覧表の作成及びファイル現物の提出を求め、公開請求で指定された年度の記録298件について内容を実際確認したが、上記の記録以外に、交通局職員の薬物使用に関する記録は見当たらなかった。

以上より、実施機関においては、運転士が薬を服用している旨の口頭による申し出の上記記録について、本件請求に該当する公文書として特定し、公開、非公開等の決定を

行うべきである。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

本件請求に対し、対象文書として特定し、公開、非公開等の決定を行うべき文書	平成 17 年（2005 年）8 月に、運転士が薬を服用している旨の口頭による申し出について記録した「乗務区苦情受付票」、「市民の声処理票」及びその添付文書
--------------------------------------	--

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成23年7月21日	—	* 諮問書を受理
平成23年8月3日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成23年8月8日	第248回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成23年8月15日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成23年9月13日	第249回審査会	* 審議
平成23年9月26日	第250回審査会	* 審議